

『本朝麗藻』全注釈(三)

今 浜 通 隆

(上の4) 暮春陪^ニ都督大王^ニ遊覽^ニ法興院^一、同賦^ニ庭花依^レ舊開^ニ、應^レ教^一。△^レ春爲^レ韻^一。▽

源道濟

家移爲^レ寺謝^ニ舊塵^一、依^レ舊花開憶^ニ主人^一。

芳意寧將^ニ前日^一異^ニ、濃粧或有^ニ每年新^一。

容輝樹老雖^レ非^レ昔、雨露恩遺不^レ忘^レ春。

宜矣大王臨望處、今朝思^レ昔動^ニ精神^一。

〔訓詁〕暮春に都督大王に陪(したが)ひて法興院に遊覽し、同じく「庭花舊に依りて開く」を賦し、教に應ず。△「春」を以て韻と爲す。▽

源道濟

家移り寺と爲りて舊塵(がうちん)を謝すも、舊に依りて花開き主人を憶(おも)はしむ。芳意は寧(なん)ぞ前日と異ならんや、濃粧は或(もし)くは毎年の新(あら)たなる有り。容輝の樹(き)は老いて昔に非(あら)ずと雖も、雨露の恩は遺(のこ)りて春を忘れしめず。宜(むべ)なるかな、大王臨望するの處、今朝昔を思

「本朝麗藻」全注釈(三)

ひて精神動く。

〔通釈〕晩春に大宰の帥(そつ)敦道親王に從つて法興院に遊覽し、同じく「庭花旧に依りて開く」の詩題で作り、教令に応じた詩。

△「春」字を韻字とする。▽

源道濟(みちなり)

邸宅はその姿を変えて寺院となり、今は、騒がしくて穢(けが)れた俗世間を拒絶していますが、花は昔のままに咲きはこり、(そのため)この花のかつての主人(あるじ)のことを思い浮かべさせずにはおきません。(この木の)春のおもむきは昔日のそれとどうして異なりましょう、花々の色濃い装(よそお)いはかえって年ごとに新鮮さを増しているようです。(だが)麗(うるわ)しい私たちのこの樹木も確かに年ふり、以前と同じことなど(現実的に)ありえませんが、主人の大きな恩恵が今なお残存して(この樹木に)きつと春を忘れさせないでしょう。至極最もなことと思われまます、親王さまのご遊覽にお供いたしましたして、今朝、(私も)

昔を偲んで、心がときめいてなりませんのは。

〔校異〕○都督―底は、右横に「トトク」の傍訓あり。類新は右上に、全はずぐ下の括弧内に、「敦道」の傍注あり。○以春為韻―底は、略して「春々」とする。今、新に依った。○將―底は、右下に「ト」の傍訓あり。○異―底は、右下に「ナラムヤ」の送りがないを付す。○或―底は、右横に「モシク」の傍訓あり。○宜矣―底は、右横に「ウヘナルカナ」の傍訓あり。○臨望―底は、二字の間に「ー」（ダッシュ）を入れ、「望」の右横に「ハウ」の傍訓あり。また、「望」の右下に「ノ」の送りがないを付す。

〔語釈〕

○都督大王 「都督」は、大宰の帥の唐名で、「大王」は、親王の唐名。ここでは、大宰の帥・敦道親王を指す。敦道親王は、冷泉天皇の第四皇子で、母は、東三条摂政の藤原兼家の一女・超子（贈后）である。つまり、彼は藤原兼家の孫にあたる。詩中に「主人」とあるのは、敦道親王の祖父にあたる、この兼家のこと、親王が法興院に遊覧したのも、そこが祖父所縁（ゆかり）の地であったからである。祖父の藤原兼家が生前に孫の敦道親王を可愛いがっていたことは、「大鏡」の「兼家伝」に、「今ひとつの御腹のおほい君（超子）は冷泉院の女御にて、三条院・弾正の宮（為尊）・帥の宮（敦道）の御母にて、三条院位につかされたまひしかば、贈皇后宮と申しき。この三人の宮たちを、おほぢ殿（兼家）いとかなしうし申したまひき。」とあることよって知れる。その生前の兼家を偲んで法興院を訪れたのであらう。

なお、敦道親王は、寛弘四年（一〇〇七）十月二日に、年齢二十七歳でなくなるまで「日本紀略」による。ただし、「二代要紀」には同年十二月に作る。√、三品・大宰の帥（遙任）に任ぜられ、（それ故に「帥の宮」と呼称された。）、主に平安中期の歌人として有名（「新古今和歌集」その他の勅撰集にも入集している。）であった。しかし、詩文にも造詣が深かつたらしく、この法興院での作文会のほかにも、例えば長保元年（九九九）九月十一日に、同年十月七日にそれぞれ作文会を主催している（「権記」√。特に、後者のそれには、大江匡衡が「唯ダ詩ヲ以テ友ト為ス」の詩題を献じ、序文と七律を書いている。その序文と七律が、「江吏部集」巻中に「七言。初冬ニ都督大王ノ書齋ニ於イテ、同ジク「唯以詩為友」ヲ賦シ、教ニ応ズル詩。△「情」ヲ以テ韻ト為ス。并ビニ序。√」の詩題で現存しているが、その中で、匡衡は主催者の敦道親王を賞揚して「爰（ここ）ニ都督大王ハ、賞スルニ物色（自然物のありさま）ヲ以テシ、命ズルニ芳遊（作文会）ヲ以テス。俗客ヲ嫌ヒテ仙郎（風流才子）ヲ会ス。……方今（ただいま）詩ヲ以テ友ト為シ、道ヲ以テ交ハリヲ許ス。六義（詩文）ハ互ニ同心（仲間）ノ中ニ歸（し）キ、衆芸（詩文以外のこと）ハ異類ノ外ニ置ク。……」と云っている。これを読むと、当時の敦道親王が、詩文に対してもいかに深い理解を示していたかが分かるように思う。確かに、敦道親王の詩文は一つとして現存しないが、詩文に対するこれほどの理解の深さを示した彼が、彼自身の詩文を作らなかつたとは考えられない。

また、敦道親王は、一方では公的な作文会にも出席している。そ

れは、寛弘四年（一〇〇七）四月二十五日の内裏に於ける詩宴である。「日本紀略」には、当日の献題者が権中納言・藤原忠輔（詩題は「貴ブ所ハ是レ賢オナリ」）、序者が文章博士・大江以言、講師が東宮学士・大江匡衡であり、「公卿以下属文ノ輩ハ、多ク詩ヲ献ズ。」としるす。さらに、「御堂関白記」には、当日の様子が詳細に記載され、参加者の名前も列挙されている。これを見ると、相当に大規模な詩宴であつたらしく、参加の公卿も、「公卿補任」の寛弘四年の条に名をのしるされている左大臣・道長以下二十三名のうち、実に十八名の多きにのぼり（他に源三位則忠の名もある。）、参加の文人の数も、為憲以下十七名にのぼっている。こうした一条朝を代表するような晴れやかな詩宴に、前大宰の帥・敦道親王も、後中書王・具平親王ともに出席しているのである。具平親王といえば、和漢の才人と言われ、一条朝詩壇にあつては大御所的存在であり、詩文も「本朝麗藻」には十八首も現存している。恐らく、当日は、敦道親王も具平親王とともに自作の詩を詠じたことであろう（ただし、後中書王の詩は「本朝麗藻」巻下に現存するが、敦道親王のものは現存しない。なお、当日の、大江以言の序文が「本朝文粹」巻九と「本朝麗藻」巻下に、詩が「本朝麗藻」巻下に、大江匡衡の詩が「江吏部集」巻中に、それぞれ現存する。）。そして、その詩作の故であろうと思われるが、翌二十六日には、二人の親王はそれぞれ位一品を加えられている。敦道親王は、この時はじめて三品親王となつたのである（ただし、この折の敦道親王に対する加階の意味を、むしろ、政治的にとらえるべきだとする森田兼吉氏は、「詩宴の折の加階の最大の意味は、無官になつた敦道親王に対する慰

「本朝麗藻」全注釈(三)

藉であつたとせねばなるまい。」と付言しておられる（「和泉式部日記論攷」第八章「帥宮敦道親王伝抄」V。）。

以上述べてきたように、敦道親王は、詩文にも造詣が深く、身分的にも当時の一条朝詩壇に於いてかなりの影響力を持ちえた人物と言ふことができる。彼もまた和漢兼作の歌人の文人であつたと考えられる。なお、敦道親王の文人的側面については、上記の森田氏の御論考のほかに後藤昭雄氏の「敦道親王小考―「属文の王卿」―」八国語国文薩摩路・第十五号Vが詳しい。参照されたい。

○法興院 「拾芥抄」巻中の「諸名所部第二十」には、「法興（ほこ）院ハ、二条ノ北・京極ノ東ニシテ、本（もと）東二条ト号ス（兼家公ノ家）。二条関白伝領ス。」とあり、同じく巻下の「諸寺部第九」には、「法興院ハ、二条ノ北・京極ノ東一町ニシテ、大入道殿（兼家）ノ第タリシヲ、彼ヲ堂ト為ス。」とある。これによると、法興院は、もとは藤原兼家の東二条の邸宅であつて、それをその後寺院に改めたものである、ということが分かる。

ところで、藤原兼家が二条京極の邸宅を仏寺としたのは、「日本紀略」や「百練抄」によると、正暦元年（九九〇）五月十日であつたらしい（ただし、「積善寺ト号ス。」とあり、法興院とは言っていない）。兼家は、これより二日前の、正暦元年五月八日には、閑白職を辞して出家していた（道隆が後任となつてゐる）。法名を如実と言ひ、病氣によると、「公卿補任」は記している。恐らく、病氣になり、余命いくばくもないことを知つた兼家は、あわてて出家し、彼の邸宅を仏寺に改めたものと思われる。その間の事情については、「門葉記」七十四に「家一区ヲ以テ永ク仏寺ト為スノ状」と

いう兼家（如実）の願文（作者は藤原有国という。）が現存しており、だいたい知ることができる。それによると、「在俗ノ日」に榮華を窮めた兼家は、その罪報により、死後に「將ニ苦海ニ溺レントス」ることを恐れ、そのために、「王城ノ東ニ、ト（ぼく）シテ閑地ヲ求メ、一道場ヲ構フ。」ことにしたらしい。ところが、「草創已ニ成ルモ、土木ノ功ハ未ダ畢（を）は）ラズ。泡露ノ命ハ消エント欲ス。」とある所を見れば、その城東に建立しようとした寺院は、未完成の状態で、すぐには間にあいそうもなかったらしい。そこでやむなく、二条の邸宅を「彼ノ寺（城東の寺院）ノ別院」とするにとにしたというのである。

同じような事が『栄花物語』卷三の「さまざまのよろこび」の記事に見える。まず、前年の永祚元年（九八九）一月の条には、「かくて大殿（兼家）、十五の宮（盛明親王）の住ませ給ひし二条院をいみじう造らせ給ひて、もとより世におもしろき所を、御心のゆく限り造りみがかせ給へば、いとどしう目も及ばぬまでめでたきを御覧するまゝに、御心もいとどいみじうおぼされて、夜を昼に急がせ給ふ。明年正月に大饗あるべうおぼし宣はせて、急がせ給ふ也けり。」とあり、兼家が二条の邸宅をその頃に大改築させていたらしいことがわかる。しかし、この改築は、勿論、仏寺とするためのもではなく、「大臣大饗」のためのものであった。ところが、「いとどしう目も及ばぬまでめでたき」さまに改築された二条の邸宅が、翌年の正暦元年五月十日に、兼通の病氣平癒祈願のために仏寺とされることになるわけであるが、その所を「（道隆は）されどただ今はこの御悩み（兼家の病氣のこと）の大事なれば、嬉し（関

白になつたこと）ともおぼしあへず、これこそ（今度の病氣）は限りの御ことなれとおぼし騒がせ給ひて、二条院をばやがて寺になさせ給ひつ。もし平かにも怠らせ給はば、そこにおはしますべきなり。殿の内いみじうおぼし感ふに、猶ほさらに怠らせ給はず。」としるしている。この『栄花物語』の記事では、二条の邸宅を仏寺としたのは道隆ということになるが、兼家の病氣平癒の祈願のために、あわてて仏寺とした様子がよく分かる。

なお、未完成の「城東ノ一道場」と二条の邸宅（仏寺）との関係については、一般に、前者が積善寺であり、後者が法興院であるとされる。そのことは、『本朝文粹』卷五にある大江匡衡の「関白内大臣（道隆）ノ為ニ積善寺ヲ以テ御願寺ト為サンコトヲ請フノ状」によつても知ることが出来る。それには、「右茲ノ寺ハ、先公入道太政大臣（兼家）ガ、在世ノ日ニ東郊・吉田ノ野ニト（ぼく）シテ、建立スル所ナリ。爾（そ）ノ時ニ当タリテ、怪異頻（しきり）ニ示シ、既ニ此ノ地ノ宜シカラザルヲ知ル。結構畿（いくばく）ナラズシテ、遂ニ所天（父の兼家）ノ長逝スルニ遭フ。臨命ノ間ニ誠（いまし）ムル所、造寺ノ事ヲ先ト為ス。茲ニ因リテ興福寺ノ例ヲ尋ネ、土木ヲ他所ニ移シ、法興院ノ傍ニ逼（近づける）シテ、風流ヲ同居ニ混ズ。斯レ乃チ一ニ先公起居ノ忘レ難キコトヲ懐（おも）ヒ、一ニ微臣往返ノ遠カラザルニ取レバナリ。」とある。つまり、あの「城東ノ一道場」が、洛東の吉田に建立された積善寺であったことが分かる。そして、二条の邸宅をその別院（法興院）とした理由に、「怪異頻示」を挙げている。不吉なことがたびたび起こり、そこが仏寺の地として不適當であつたと言っている。実際にそのよ

うなことがあつたのであろうか。もし、あつたとすれば、二条の邸宅を法興院としたのは、単に、積善寺の完成が間に合いそうもなかつたから、ということだけではないことになる。そうであれば、むしろ、後の積善寺の移築という理由もはつきりするように思う。つまり、それは「既知此地之不宜」からであつた、ということになる。とにかく、道隆は、兼家の遺言によつて積善寺の完成を急いだ。が、結局、これを法興院（二条の邸宅）のそばに移築することを決意する。興福寺の例によつたと云っているが、これは、興福寺が元明天皇二年（七〇九）に藤原鎌足の子の不比等（ふびと）によつて山城（旧名・山階寺）から現在の地に移築された事実を指すのであろう。その移築の理由として、二つのことをあげている。一つは、二条の邸宅に於ける兼家のイメーシが強烈であるため、二つは、洛東の吉田の地では往復に手間どるため、というのである。恐らく、これらの理由は「たてまえ」であり、さきの「怪異云々」の方が「ほんね」であつたのであろう。

この大江匡衡の奏状の日付は、正暦五年（九九四）二月七日となつている。本文中にも、「嗟呼（ああ）風樹一たび擢（ぬきん）デ、年華五たび改マル。」と言つており、積善寺の移築に成功したのは、正暦五年になつてから、ということが分かる。なお、『榮花物語』巻四の「みはてぬゆめ」の正暦三年（九九二）の条には、「かくて撰政殿（道隆）の法興院の内に、別に御堂建てさせ給ひて、積善寺と名付けさせ給ひて、その御堂供養いみじかべう急がせ給ふ。」とあるが、これは誤りで、積善寺の供養がなされたのは、やはり、『日本紀略』や『扶桑略記』にある通り、正暦五年二月二十

「本朝麗藻」全注釈(三)

日のこととしなければならぬ。前者の記事には、「関白（道隆）積善寺二供養ス。中宮（定子）行啓シ、東三条院（詮子）も同シク以テ御幸ス。彈正尹為尊親王・四品敦道親王・右大臣（道兼）以下諸卿参入ス。之ニ先ダチテ、去ル十七日、関白八件ノ寺ヲ以テ御願寺ト為サンコトヲ申請ス。勅シテ之ヲ許ス。」とあり、当日には、十四歳の「四品」敦道親王も参列していたことをしるしている。

○庭花依舊開 詩題。出典未詳。なお、「依旧」は、昔のままの意。「依然」に同じ。

○應教 太子や諸王の命令に應じること。天子の命令を「詔」といい、諸侯王の命令を「教」という。

○家移爲寺 藤原兼家の東二条の邸宅が法興院となつたこと。「法興院」の語釈参照。

○謝露塵 「謝」は、しりぞける意。拒絶する。「露塵」は、さわがしくて穢れた俗世間。寺院となつて、俗世間を超越して存在すること。

○主人 藤原兼家のこと。延長七年（九二九）正暦元年（九九〇）。平安朝中期の官僚で、右大臣・師輔の三男。母は、贈正一位・藤原盛子。兼家は、安和二年（九六九）二月七日には、参議を経ずにいきなり中納言に抜擢され（四十一歳）、その後、天祿三年（九七二）には大納言三位（四十四歳）、天元元年（九七八）には右大臣従三位（五十歳）、寛和二年（九八六）には撰政正三位（五十八歳）となり、永祚元年（九八九）には、ついに撰政太政大臣従一位（六十一歳）にまでなつた。しかし、翌年の永祚二年（九九〇）五月五日「公卿補任」には、撰政太政大臣を病氣のために辞

去している（六十二歳）。更に関白に任命されたが、それも、三日後の八日には返上し、入道となった。法名を如実という。その二日後の十日には、すでに述べたように（法興院の語釈参照）、東三条の邸宅を法興院としている。そして、同年七月二日に東三条の邸宅で死去した。六十二歳。号は、東三条殿とも、法興院入道ともいふ。

藤原兼家は、以上のように、藤原摂関体制の基礎を築いた政治家であるが、同時に歌人としても有名で、勅撰集にも、「拾遺和歌集」以下に十六首が入集している。なお、敦道親王との関係は、敦道親王の語釈参照。

○芳意 春のおもむき、春の景色の意。「白楽天詩集」卷十三の「玉薬花（ぎよくすゝくわ）ヲ惜ミ、集賢王校書起（集賢校書は官名で、王起が姓名。）ヲ懐（おも）フコト有り。」の第一句目に、「芳意將二闌（たけなは）ナラントシテ、風又（また）吹ク。」とある。

なお、ここでは、敦道親王のすばらしい意志に喩えている。

○將昔日 「將」は、「与」に同じ。「と」と訓（よ）む。

○濃粧 濃（こま）やかな装い。色の濃い装い。ここでは、花の色彩について言うが、敦道親王の美しい容姿に喩えている。

○容輝樹 麗わしい容姿の木。敦道親王をさす。

○雨露恩 雨と露が万物を養育して大きな恩恵を施すように、広くゆきわたった恩恵をいう。ここでは、かつての主人・藤原兼家の大きな恵みを指す。

○臨望 のぞみ眺める意。「遊覧」に同じ。

○精神 こころ、たましいの意。靈妙な心。

〔作者〕源道済（みちなり）は、光孝源氏で、歌人の前陸奥守・信明（さねあきら）の孫、能登守・方国の男「道済集」巻尾の慈鎮和尚の奥書きである（ただし、「中古歌仙三十六人伝」には、「伊豆守有国男」に作る）。生年は未詳であるが、長徳四年（八九八）正月二十五日には、宮内省の少丞に任ぜられ（もと文章生）、長保三年（一〇〇一）正月三十日には、藏人に補せられている。その後、「中古歌仙伝」によれば、長保五年（一〇〇三）正月三十日には式部省の少丞、翌年の寛弘元年（一〇〇四）正月二十四日には同省の大丞を歴任、同三年（一〇〇六）正月七日には従五位下に叙せられ、同月二十八日には下総権守に任ぜられている。また、長和四年（一〇一五）二月十四日には筑前守に任ぜられ、大宰府の少貳を兼任、同年三月二十一日には従五位上に叙せられている。さらに、寛仁二年（一〇一八）七月十一日には正五位下に叙せられたが、翌年の寛仁三年（一〇一九）には死去してしまう。

源道済は、「中古三十六歌仙」の中に教えられているように、歌人としても著名で、勅撰集にも、「拾遺和歌集」以下に五十五首が入集している。家集としては「道済集」があり、歌字書としては「道済十体」があるが、「歌は平凡である。」ハ「和歌文学大辞典」Vといわれる。

文人（詩人）としての源道済は、「二中歴」第十二の「詩人歴・文章生・諸大夫」の中に、「源道済筑前守」としてその名を連ねており、「続本朝往生伝」でも、一条朝の「文士」の一人として、「天下ノ一物」と称賛されている。例えば、寛弘元年（一〇〇四）九月十二日の藤原道長邸の作文会にも彼は出席している。当日の「御堂

関白記」の記事によると、それには、上達部が五、六人、殿上人・儒者・經文章生が二十人ばかり出席したことになっている。詩題は「水清クシテ晴漢ニ似タリ」で、「秋」字が韻字である。幸いに、この時の詩が『類聚句題抄』（統群書類従卷三一七。ただし、詩題の「似」字が「侶」字に作る。）に十首現存する。九首が七言四句（絶句ではなく、律詩の半分か。）で、一首が七律である。作者は、道済のほか、右相府（右大臣の藤原顕光）・右金吾（右衛門督の藤原齊信）・左金吾（左衛門督の藤原公任）・勘解相公（勘解由長官の藤原有国）・大江以言・源孝道・高階積善・慶滋為政・菅原宣義である。以上の詩人たちは、顕光を除いて『本朝麗藻』の詩人群と重なり（ただし、「慶為政」は、現存本の『本朝麗藻』には「善為政」に作る。また、「二中歴」十二の作者名には「藤為政」とある。同一人物か。）、一条朝を代表する人々であったと考えられるが、道済は、その中で詩を詠じ、残しているのである。なお、『類聚句題抄』（『類題古詩』）には、その他、六首の句題詩（七言四句）が、道済の作品として現存する。

『本朝麗藻』には、あわせて五首（序も含む。）の詩が現存する。

藤原齊信と同数である。源道済の詩については、林鷲峰が『本朝一人一首』の中で（ただし、「冬日ニ雲林院ニ於イテ、境静カニシテ人事少ナシヲ賦ス。」という、『本朝麗藻』巻下に見える七絶に対する評語）、「道済ナル者ハ、以言ノ弟子ニシテ、頗ル詩才ノ聞（きこえ）有リ。此ノ詩ハ平易ニシテ俗ナラズ。然レドモ余味無シ。」と言っている。この、「平易不_レ俗、然無_ニ余味_一。」という評語は、道済の詩全体にもあてはまるように思われる。感じたことを「さら

り」と詠じて、しかも通俗的ではない。しかし、漢詩としての「余味」（あとまで残る味わい）に欠ける、とする指摘は、道済の歌人的な文人としての長所と短所とをうまく言い当てているように思われる。

源道済が大江以言の弟子であったという話は、『江談抄』（醍醐寺藏「水言鈔」）に見える。それは、「道済ナル者ハ、以言ノ弟子ニシテ、昔（むかし）詩ヲ為政ニ請フ。為政ハ稱人（ちうじん・衆人の意）ニ於イテ、其ノ由ヲ称スルモ、後（のち）風情日ニ新タニシテ、遂ニ時人ハ以テ一_ニ双ト為スト、云々。」という記事である。「為政」とあるのは、同じく『本朝麗藻』の詩人である慶滋為政（從四位上で文章博士・式部少輔を歴任。）のことである。源道済は、大江以言の弟子で、しかも慶滋為政に詩を学んだらしい（ただし、群書類従本の『江談抄』第五の「詩事」の記事には、「道済者以言弟子也。昔請詩於以言。以言於稱人之中。稱之日、後ハ彼イ_レ風情日進。時人以為ニ_ニ双云々。」とあり、為政の名は見えず、大江以言に詩を学んだことになっている。）。ところが、道済の詩の進歩はめざましく、後には為政と並称されるまでになった、というのである。当時であっても、源道済の詩才は相当に認められていたらしい。

さらにもう一つ、源道済の詩才についての逸話が「袋草紙」上巻に見える。それは、「歌仙も晴の時（に）歌を人に乞（ふ）は常の事なり。……為時は当初道済に詩を乞請するも、後年には為時・道済（は）一_ニ双の文士に番（つが）はると、云々。」という記事である。さきの「江談抄」の記事との表現上の類似点も目につくが、

こちらの方は、藤原為時が、かつて源道済に詩を学んだということになってゐる。道済が為時に詩を教えたというのである。そして、後には兩人ともにその詩才が並称されるようになったと言つてゐる。藤原為時といへば、同じく「本朝麗藻」(十三首現存)の詩人である。その為時と同等に評価されていたというのであるが、これは、道済の詩才を知る上で貴重な逸話といふことができる。

また、源道済が、藤原齊信や藤原公任の詩を批評したという逸話も伝わっている。「江談抄」第五の「詩事」に、「鷹司殿ノ屏風ノ、齊信ノ端午ノ詩ノ事。」という一条があり、それには、「鷹司殿ノ屏風詩ニ、齊信ノ端午ノ詩ノ、片月ノ絃鳴リテ、士卒喧(かまびす)シ。」ノ句アリ。道済ハ筑後ノ国ニ在リテ之ヲ伝ヘ聞キ、此ノ句ナル者ハ「徳ハ飛沅ヲ照ラス。」ノ句ニ勝(まさ)ル。件(くだ)ん)ノ句ナル者ハ秀句ト雖モ、村濃(むらご)ノ糸ノ綵(染イ)違ヒタル様ナリト(言ふ)、云々。……」とある。「鷹司殿」は、藤原道長の妻・倫子で、その屏風詩は、「江談抄」第五によれば、齊信の撰したものである。そこに書かれた撰者の「端午詩」の一句、「片月絃鳴士卒喧」(ただし醒醐寺蔵「水言鈔」には、「片月鳴。士卒喧」に作る。)を、筑後守(同上本は「筑前」に作る。筑前守ならば、すでに述べたように、長和四年以後のこととなる。)在任中に論評したというのである。「徳照飛沅」(同上本は「沅」を「沈」に作る。「飛沅」ならば、飛ぶことと沈むことで、鳥と魚の意になる。)の句は、同じく「江談抄」第五によれば、藤原公任の詩句で、「徳照飛沅雲夢月」と続くものであるらしい。道済は、さきの齊信の句と、あとの公任の句とを比較して、前者がより優秀で

あり、後者には「むら」があると結論付けてゐる。齊信といい、公任といい、両者はともに「本朝麗藻」の詩人(前者は五首、後者は十一首が現存している。)でもあり、身分的にも一条朝の詩壇を代表するような人物であつたと思われる。そのような人々の詩を批評したというのである。この話が、もしも事実に近いものであつたとするならば、源道済自身が、詩に対して相当に大きな自負を抱いていたと考えないわけにはいかない。恐らくは、詩についても、一家言を道済は持っていたのであろう。

なお、源道済の人となりを示す佳話が「今昔物語」に見える。それは、「筑前守・源道済が侍の妻、最後に和歌を讀みて死にし語。第五十」(八卷第二十四。本朝、附世俗)という題目の逸話であるが、そこには「今は昔、筑前守・源道済(ただし、「後拾遺和歌集」雑三の同歌の左注には、この筑前守を經衡とする。)と云ふ人ありけり。和歌をよむ事なむ極めたりける。……守、情ありける人にて、限りなくあはれがりて、……さて、死にたる妻の家に人を遣りて、見苦しからぬやうに、直(なほ)く隠させなどして、僧(なご)など籠(こ)めて、後のわざまでなむあつかはせける。……守は慈悲ありて、物の心をも知りて、和歌をも読みける人にて、かく人をもあはれびけるとなむ語り伝へたる」とあり、源道済が人情深い人柄であつたことを述べてゐる。「物の心をも知りて、和歌をも読みける人」であつたと言つてゐる。もしそうであつたならば、道済は、きっと、和歌の場合と同様に、「物の心をも知りて」詩をも詠じた人であつたに違いないと想像される。

とにかく、源道済もまた、すぐれた歌人的文人であつたと言えよ

う。

〔評説〕七言律詩。韻字は、塵・人・新・神（「広韻」の上平声・十七真）・春（同・十八諄）。

最初に、この、敦道親王の主権による法興院での詩会がいつ開かれたのか、という問題であるが、その年次については未詳というほかはない（ただし、さきに述べた森田氏の御論考には、「ここに表われた心情は兼家の死からそれほど後のものではない。」とあり、内容的に見て、この作文会を催したのは、帥宮が十代のうちであつたらうと指摘されている。）。

藤原兼家が六十二歳で死去したのは永祚二年（正暦元年）七月二日のことで、時に敦道親王は十歳であった。少年の親王の目には、この祖父・兼家の死はどのように映じたことだろう。

敦道親王は、これよりさき（天元五年）、母（兼家の長女・超子）を失っている。親王が生まれた（天元四年）翌年のことであつた。だから、親王は、ほとんど実母を知らないと言つてもよいだろう。

『栄花物語』巻二の「花山たづぬる中納言」にも、「（兼家は）宮々の（超子所生の宮たち）何事もおぼしたらぬをいとど悲しうおぼされけり。」としるし、当時の、母を失つても何事とも感じていないような幼少の孫たち（居貞・為尊・敦道）を前にして、今さらながら悲しみにくれる兼家の姿を描写している。そして、幼くして実母を失つてしまった孫たちがよほど可愛かつたらしく、兼家は彼等を手もとに引きとつて、東三条の邸宅で養育した。同じく『栄花物語』巻三の「さまざまのよろこび」には、「大殿（兼家）は、院（冷泉院）の女御（超子）の御男みこたち三所を、皆御ふところにくせ

「本朝麗藻」全注釈

奉り給へるを、二宮（居貞・のちの三条院）は東宮に居させ給ひぬれば、今は三（為尊）・四（敦道）の宮を、いみじきものに思ひきこえさせ給へるに、あるがなにも東宮と四宮とぞ、類なき物に思ひきこえ給へるも、来年ばかり御元服はおぼしめす。」とあり、その頃の兼家の養育ぶりがどのようなものであつたのか、その一端を窺うことができる。中でも、兼家は、最も幼い四宮（敦道）が可愛くてしかたがなかつたらしい。寛和二年（九八六）九月に一条天皇の大嘗会の御禊行幸がとりおこなわれたが、その儀式の様子を兼家の東三条の邸宅にいた四宮（敦道）も見物したことがあつた。同上の記事には、「あなめでたと見えさせ給ふに、東三条の御棧敷の御簾（みす）の片端押しあげさせ給せて、四宮いろいろの御衣どもに、濃き御衣などの上に、織物の御直衣（なほし）を奉りて、御簾の片そばよりさし出でさせ給ひて、や、大臣（おとど）こそと申させ給へば、摂政殿（兼家）、あな、まさなと申させ給ひて、いとうつくしう見奉らせ給ひて、うち笑ませ給へる程、すずろに見奉る人いと笑ましう思ひ奉るべし。」とあり、その時の兼家と四宮（敦道）とのほほえましい様子を生き生きと伝えている。それは、周囲の人々をも、思わず知らず、なごやかな笑いに誘わずにはおかない敦道親王の愛らしい晴れ着姿であり、それを優しく見守る好好爺然とした兼家の姿であつた。寛和二年と言えは、敦道親王は六歳、兼家は五十八歳であつた。

それから、わずか四年後に兼家はなくなってしまうのである。十歳の敦道親王にも、このたびの事が自分にとつてどれほど重大な意味を持つのか、それは分かつたことだろう。それが、単に一人の最

愛の身内を失ったということだけにとどまらず、彼自身の将来の社会的・政治的運命をも変更させずにはおかないはずだということも理解したに違いない。

敦道親王の元服は、兼家の死から三年後の、正暦四年（九九三）二月二十二日にとり行なわれている。「栄花物語」巻三の「さまぎまのよろこび」の永祚元年（九八九）の条には、「かくて三・四の宮の御元服一度にせさせ（給ふ）。さて三宮をば彈正の宮と聞えさす。四宮をば帥宮と聞えさす。」とあるが、これは誤りである。

『日本紀略』の正暦四年二月二十二日の条には、「冷泉院ノ第四・敦道親王、東三条ノ南院ニ於イテ元服ス。加冠ハ左大臣（雅信）、理髪ハ参議・藤原公任ナリ。又、摂政（道隆）第ノ三姫君、同院ノ西ノ対ニ於イテ着裳ス。」とあり、今はなき兼家の東三条の邸宅で、元服の儀式がとりおこなわれたことを記す。それは敦道が十三歳の時である。そして、翌日、敦道は参内し、その夜に四品に叙せられてゐる△『日本紀略』▽。

なお、敦道親王が大宰の帥（帥宮）になったのは、同じく正暦四年三月九日の小除目の時であり△『小右記』同月十日の条▽、元服後まもなくであった。ということは、この法興院での詩会が開かれた時期に敦道親王は「都督大王」（大宰の帥）であったわけだから、その開催時期は、正暦四年三月九日以後でなければならぬ。そして、すでに述べたように、寛弘四年（一〇〇七）四月二十五日の内裏の詩宴の時には、敦道親王は「前大宰帥親王」として参加しており、少なくともその年の四月には、「都督大王」ではなかったことがはっきりしている。つまり、この法興院での「暮春」（三月）の

詩会の開催時期は、正暦四年三月九日から寛弘三年三月（『権記』の同月十八日の記事には「帥宮」とある。）までの十三年間、敦道親王の年齢で言えば、十三歳から二十六歳までの間ということになる。

ただし、この詩を内容的に見るならば、森田氏の言われるように、その詩会の開催時期は、兼家の死後まもない頃であったようにも思える。つまり、敦道親王が「都督大王」に任命された時期、正暦四年（九九三）から、それほどたっていない頃であったのではないかと想像されるのである。

なお、この時の詩会に参加した他の「文士」たちの名前は、残念ながら未詳であるが、ただ一人、大江以言が参加していたらしいことは確認できる。それは、『類聚句題抄』（続群書類卷三一七）に、以言の詩（ただし、律詩のうちの四句だけ）が「庭花依旧開」の同題で記載されているからである（同時に、道隆のこの詩の頷聯と頸聯がその後並記されており、以言のそれも、それぞれが対句をなしており、律詩の三・四句と五・六句であったと思われる）。その以言の詩句は、「僧ハ四種ヲ攀（ひ）キテ新王ニ供シ、鳥ハ五根ヲ語リテ故人ニ報ユ。露恵ハ先日ノ曉ヲ如何（いかん）セン、風儀ハ古時ノ春ヲ想像セシム。」というもので、それぞれがみごとな対句をなしている。内容的に見ても、この詩句が法興院の詩会で詠じられたものであることには、ほとんど疑問の余地がないように思われる。

さて、この詩の内容であるが、全般的に言えば、「花ぞ昔の香に匂ひける。」といった和歌的な主題を巧みに、それも平明に詠じ尽

くしているように思う。作者の源道済は、当時の歌人的な文人の一人であるが、そうした彼にふさわしい作品と言えよう。

まず首聯では、詩題に則して、眼前に咲きほこる「花」を詠じ、それに過去の人事を絡ませている。人事の有限性と自然の無限性との対比である。二条京極の邸宅が法興院となり、その「主人」であった兼家が亡き人となってしまったこと、それが人事の有限性を意味する。勿論、依然として現在も咲きほこる「花」が自然の無限性を象徴しているのである。ただし、ここには、それほどの激しい悲哀感はない。中国の詩人に一般的な、自然の無限性と人事の有限性との対比による激しい悲哀感は、見られない。「さらり」と詠じている。この作者は、すでに、そのような悲哀感を仏教的な諦観を通して、あたりまえのことと受け入れてしまっていたのだろう。また、後に「容輝ノ樹ハ老イテ昔ニ非ズト雖モ」と言っているように、自然の「無限性」という事にも、それほどの信をおいていなかったのだろう。だから、自然と人事とを対比させながら、それを「さらり」と詠じられるし、それによって、容易に「追憶」の世界にのみ浸りきることができたのであると思う。

作者は、眼前に咲きほこる「花」を通して、過去の人事を鮮明によみがえらせようとする。この「花」は何の花であろうか。「暮春」とあるからには、桜であろうか。その「花」を通して、かつての、「主人」であった兼家を追憶するのである。

次に頸聯では、その「花」の過去と現在とを比較する。作者は、かつて、兼家の生前に二条京極の邸宅に招かれ、現在と同じように咲きほこっていた「花」を見ているのである。それは、今日のように

【本朝麗藻】全注釈(三)

な「暮春」の詩会の時であったかもしれない。その時の「花」の風情と色彩とが、今、作者の目の中に、眼前の「花」を通してありありと浮かんで来ているのである。ただし、ここでの作者は、眼前の「花」と追憶の中の「花」とを対比させることによって、首聯でのそれとは逆に、現実のすばらしさに注目するのである。つまり、首聯の場合が現実から過去へという方向性であるのに対して、頸聯の場合は、逆に、過去から現実へという方向性を持つ。眼前の「花」のすばらしさを強調しているのである。過去の「花」もすばらしかったが、現在の「花」も同じようにすばらしい。いや、年ごとにすばらしくなっている。

なお、この詩中の「花」は、敦道親王を指示した言葉と考えることができる。そのように考えると、詩意がより鮮明になるように思う。例えば、眼前の「花」とは、今日の敦道親王の晴れ姿を指し、追憶の中の「花」とは、かつての、兼家の手もとで大切に養育されていた頃の敦道親王を示していると考えるのである。そうすれば、作者が眼前の「花」のすばらしさを賞賛して、「寧ゾ前日ト異ナラシヤ。」とか「或クハ毎年ノ新タナル有り。」とか言っている理由がはつきりするし、次の頸聯への意味上の連結が容易になるように思う。作者は、敦道親王の成長を喜んでいたのである。親王の昔に劣らぬすばらしい意志と、年ごとに輝きを増すその容姿の美しさとを賞賛しているのである。

さて、頸聯では、年を経ても、春になると今なお美しく咲きほこるその「花」の木に感嘆しながら、それは、雨や露の恩義の大きさをその木が忘れられないからだろうと、作者は推定している。「容

輝ノ樹」とは、その、春を忘れずに咲きほこる「花」の木の美しさを形容する言葉であるが、同時に、なき兼家の面影を求めて法興院を訪れている敦道親王の美しい容姿をほめたたえた言葉であるに違いない。また、「雨露ノ恩」とは、文字通り、その「花」の木を養育している雨と露の大きな恵みを意味した言葉であるが、同時に、なき兼家の、かつての敦道親王に対する大きな恩恵を指した言葉としなければならないだろう。

作者は、ここで、敦道親王の、今はなき兼家に対する追慕の気持ちを代弁しているのである。作者は、恐らく、生前の兼家の、敦道親王に対する可愛いがり様を身近に知っていたのであろう。なお、「老」は、老木の意味であり、敦道親王に喩えた場合には、単にその成長ぶりを指した言葉と考えるだけでよいと思う。また、「遺」は、残るという意味であり、なき兼家の恩恵が今も敦道親王の身に及んでいることに喩えたと考えられる場合には、やはり、死後それほどたっていない頃のこと、親王の前途にもまだ明るいものが認められた時期を暗示しているとしなければなるまい。

尾聯では、敦道親王の、このたびの法興院へのご遊覧にお供をおおせつかった作者が、感激を新たにしようと言っている。勿論、その作者の感激は、現在の敦道親王の愛顧に対するものであると同時に、過去の兼家のそれに対するものである。ここでは、作者自身も兼家の生前の姿と恩恵の大きかったことを今さらながらに思いおこし、大いに感動しているのである。

なお、この時の詩会は早朝に行なわれたらしい（さきの大江以言の詩にも「曉」とあった）。春の早朝、法興院の静寂とそこに咲き

誇る「花」、ともにさわやかなイメージを誘う。さらに、それに過去の思い出を重ねる。同一の「花」を通して、現実と過去とを対比させ、そこから現実をより良いものとして浮かびあがらせようとする。「応教」詩として、それほど目新しい手法ではないが、作者の持つ詩人としての「情」が、この詩に新鮮な響きを与えているように思う。

(一九七九・一一・二五)